

2026 年 10 月 1 日

お客さま各位

川崎信用金庫

令和 8 年台風第 25 号にかかる災害等に対する金融上の措置について

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。
当金庫では、災害救助法が適用された地域の被災者の方々に対し、ご事情を考慮の
うえ、以下のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

1. 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認し、払戻しに対応いたします。
2. ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに対応いたします。
また、当該預金等を担保とする貸付にも対応いたします。
3. 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に対応いたします。
4. 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮をいたします。また、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
5. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに対応いたします。
6. 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案し、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けているお客さまの便宜を考慮し対応いたします。
7. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係るご相談に適切に対応いたします。
8. 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮し対応いたします。
9. 休日営業または平常時間外の営業について適宜配慮いたします。窓口における営業ができない場合であっても、現金自動払機等において預金の払い戻しを行う等被災者等の便宜を考慮し対応いたします。

以上